

マイナンバー制度の概要

税理士

宮本 雄司



マイナンバー制度により、法人等には「法人番号」が付番されます。平成27年10月以降、付番の対象となる法人等に対し、国税庁長官が番号を指定し通知します。設立登記法人については、登記上の本店又は主たる事務所の所在地へ、設立登記法人以外の国税に関する届出書等を提出している団体については、その届出書等に記載された本店又は主たる事務所の所在地へ通知書が送付されます。なお、法人等には、「通知カード」「個人番号カード」のようなカー

法人番号

ドはありません。
付番の対象は、①国の機関、②地方公共団体、③設立登記法人、④上記以外の法人又は人格のない社団等であって法人税・消費税の申告納税義務又は給与等に係る所得税の源泉徴収義務を有することとなる団体です。①～④以外の団体に対しては自動的に付番されませんが、税務署長等に申告書・届出書等の書類を提出する団体は、国税庁長官に届け出ることによって法人番号の指定を受けることができます。

利用範囲に制限なし

国税庁HPに公開 検索やダウンロード可

なお、個人事業者には、個人に対する個人番号は付番されませんが、それは別の事業用の法人番号のようなものは付番されません。

法人番号は、1桁のチェックデジットと12桁の基礎番号からなる13桁の番号です。設立登記法人の基礎番号は商業登記法に基づく会社法人等番号ですが、設立登記されていない団体については、他と重複しない12桁の番号を国税庁長官が指定します。

1法人に1番号、唯一無二の法人番号は、変更できません。法人等が清算終了した場合でも、その番号は抹消されず、他の法人等と同じ番号が付番されることはありません。また、支店や営業所ごとの番号はありません。1法人

につき、一つの番号です。

個人番号とは異なり、法人番号は利用範囲が限定されていません。官民を問わず様々な用途で利用できます。例えば、請求書への記載や売掛金、買掛金の取引先等の内部管理の番号としても利用できます。また、法人番号に番号を追加して支店等の番号として、利用することも可能です。

現在、行政分野において、労働保険番号、雇用保険適用事業所番号、社会保険の事業所整理記号・事業所番号等、民間において、信用調査会社が設定した企業コード、業界団体が付与したコード等の体系的異なる様々な企業コードが存在します。今後、法人番号は共通の企業コードとして利用されるかもしれません。

商号又は名称、本店又は主

たる事務所の所在地及び法人番号の基本3情報は、国税庁のホームページ「法人番号公表サイト」において公表され、検索やダウンロードが可能となります。商号や所在地等に変更があった場合や清算終了した場合等には情報が更新され、変更履歴も公表されます。人格のない社団等については、名称や所在地の公表を避けるために法人成りしていない団体もあることから、代表者又は管理人の同意を得られた場合のみ、公表することとしています。

また、行政機関等が法人等に対する許認可・処分・勧告等の情報を公開する際に、法人番号も併せて公開することが検討されています。